

ようこそ！赤ちゃん



● 出産後の手続き

出生届

問 役場福祉課 TEL8-0011

出生届は、生まれた日を含めて**14日以内に名前を付けて届出してください。**
出生届の用紙は出産後に病院で受け取って下さい。

■ 届け出先

- ・ 届出人の所在地(住所地のほか、里帰り先の一時滞在地も含む)
- ・ 父または母の本籍地
- ・ 子供の出生地

■ 届け出に必要なもの

- ・ 出生届(出生証明書欄記入後のもの)
- ・ 印鑑(シャチハタ不可)
- ・ 母子健康手帳
- ・ 届出人の身分証明書

出生通知票ハガキ

問 保健センター TEL8-0010

母子手帳交付時に、出生通知票ハガキをお渡しします。まだお子さんの名前が決まっていなくても、**産後出来るだけ早く、ハガキの郵送をお願いいたします。**
いただいたハガキをもとに保健サービス(新生児訪問・予防接種・健診)のご案内をします。

健康保険の手続き



国民健康保険の方：役場福祉課 **TEL8-0011**

国民健康保険以外の方：各勤務先へ

生まれたお子さんが国民健康保険に加入する場合には、役場福祉課にてお手続きください。国民健康保険以外の保険に加入される場合には勤務先にお問い合わせください。

～台風などの災害に備えましょう～



7月～10月は台風シーズンです。台風が来た場合、停電や断水が起きる可能性があります。

急に停電や断水が起きても困らないよう、粉ミルク用の水を事前に確保する、レトルトの離乳食を買っておくなどの準備をしておきましょう。

また、天気予報や気象庁が発表する防災気象情報などによって危険の接近を知ることができます。こうした情報に接したら、十分警戒し、危険なところに住んでいる場合は、早め早めに避難することが大切です。

保健センターでは「赤ちゃん和妈妈を守る防災ノート」を配布しています。書き込みをしながら、「我が家の備え」としてお役立てください。またこのノートは、インターネットで「赤ちゃん和妈妈を守る防災ノート」と検索していただくこともダウンロード可能です。

「避難したいけど、車がなくて避難できない」「水がなくて子どもにミルクが飲ませられない」など、子どもや自分の安全が守れないときには、迷わず神津島村役場 8-0011 に電話してください。

出産育児一時金



国民健康保険の方：役場福祉課 **TEL8-0011**

国民健康保険以外の方：各勤務先へ

【出産日に神津島村国民健康保険に加入している方】

支給金額は 48 万 8 千円(産科医療補償制度対象分娩の場合は 50 万円)です。妊娠 12 週を超えて(85 日以上)の死産・流産(医師の証明が必要)も支給されます。

出産育児一時金を、50 万円を限度に国民健康保険から医療機関へ直接支払う「直接支払制度」、出産育児一時金の受領を医療機関へ委任する「受取代理制度」が利用できます。「受取代理制度」を利用する場合は、世帯主が出産予定日の 2 か月前から国保に申請します。

これらの制度を利用すると、出産費用から出産育児一時金(50 万円を限度)を差し引いた差額を医療機関へ支払います。出産費用が 50 万円に満たない場合は、出産月のおよそ 2、3 か月後、国保から世帯主あて差額の支給申請書を送ります。

制度を利用しないときは、出産後、世帯主の申請が必要です。

【社会保険などで支給される場合】

1 年以上ほかの保険の被保険者であった人が、退職後 6 か月以内に出産したときは、退職まで加入していた保険から、出産育児一時金が支給されます。

出産祝金

問 保健センター TEL8-0010

祝金を支給することで、お子様の出産を祝福するとともに、健やかな成長を後押しする、村独自の事業です。

■対象者

- ・支給対象児童の出生の日以前から引き続き 1 年以上本村に住所を有し、出産の日後 1 年以上本村に居住する意思を有する者。
- ・その他村長が必要と認める者。

■届出に必要なもの

- ・申請書
- ・出産が証明できるもの(母子手帳または受診医療機関の出産に係る領収書等)
- ・印鑑(シャチハタ不可)
- ・振込先の口座番号等が確認できるもの

※通帳もしくはキャッシュカード(七島信用組合、ゆうちょ銀行のみ)

■祝金額

第 1 子 10 万円、第 2 子 15 万円、第 3 子 20 万円、
第 4 子以降は同様に 5 万円ずつ加算するものとする。

児童手当

問 役場福祉課 TEL8-0011

18 歳以下のお子さんに支給します。役場福祉課(Tel8-0011)にて**出生後 15 日以内**に必ず手続きをして下さい。

■申請に必要なもの

- ・申請者(保護者)と児童の健康保険証、またはその写し
- ・申請者名義の預金口座番号

(振り込みの場合は七島信用組合のみとなります)

乳幼児医療費助成制度(マル乳)

問 役場福祉課 TEL8-0011

医療機関等で診療・調剤を受けたときの保険診療の自己負担分を村が助成する制度です。

お子様が生まれてから 6 歳になった年の最初の 3 月 31 日まで支給します。

■届出に必要なもの

- ・申請者(保護者)と乳幼児の健康保険証またはその写し



義務就学児医療費助成制度(マル子)

問 役場福祉課 TEL8-0011

医療機関等で診療・調剤を受けたときの保険診療の自己負担分を村が助成する制度です。

お子様が 6 歳になった年の最初の 4 月 1 日から 15 歳になった年の最初の 3 月 31 日まで支給します。

■届出に必要なもの

- ・申請者(保護者)と児童の健康保険証またはその写し



高校生等医療費の助成（マル青（あお））

問 役場福祉課 TEL8-0011

＜神津島村内に住所を有する高校生等を養育している方＞

高校生等とは高等学校の就学期（15歳の4月1日から18歳の3月31日）にある方を指し、高校在学中か否かを問いません。

また、高校生等が誰からも監護されておらず神津島村が認める場合は、高校生等本人が対象者となることができます。



なお、養育している高校生等が以下の状況にある場合は、助成対象になりません。

- 1.国民健康保険や健康保険など各種医療保険に加入していない場合
- 2.生活保護を受けている場合
- 3.児童福祉施設等に措置により入所している場合



～子育て応援とうきょうパスポートについて～

東京都では、18歳未満のお子様や妊娠中の方がいる世帯にパスポートを交付し、協賛店で提示することで商品の割引や粉ミルクのお湯の提供等、様々なサービスを受けられます。

子育て応援とうきょうアプリや子育て応援とうきょうパスポート運営サイト <https://kosodate.pass.metro.tokyo.jp/> で必要事項を入力すると、デジタルパスポートを入手できます。

※利用の際、パスポートの提示以外に年齢確認書類等の提示を求められることがあります。

未熟児養育医療

問 保健センター TEL8-0010

東京都内に居住する未熟児で、入院して養育を受ける必要があると医師が認めた乳児（0 歳児）が対象です。対象となる方は未熟児養育医療給付の申請書を保健センターへ提出してください。

- 対象者 ①出生時体重が 2, 000 グラム以下の乳児
- ② ①以外の乳児で、生活力が特に弱く、下記の「対象となる症状」に掲げるいずれかの症状を示す乳児

■対象となる症状

けいれん、運動異常

体温が摂氏 34 度以下

強いチアノーゼなど呼吸器、循環器の異常

くり返す嘔吐（おうと）など消化器の異常

強い黄疸（おうだん）

ひとり親家庭等医療費助成制度(マル親)

問 役場福祉課 TEL8-0011

ひとり親家庭等の医療費助成制度は、ひとり親家庭、父母ともいない家庭、両親のいずれかに重度障害のある家庭の親と子を受給者とし、受給者の保険診療に係る医療費の自己負担分のうち一部を助成することにより、ひとり親家庭等の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とした制度です。

申請に基づき、ひとり親家庭等医療証（マル親）を交付します。お子さんが 18 歳に達した最初の 3 月 31 日まで支給します。出生後 15 日以内、またはひとり親となった際に必ず手続きして下さい。詳しい要件などは、福祉課にお問い合わせください。

児童扶養手当

問 役場福祉課 TEL8-0011

児童扶養手当は、父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です(国制度)。詳しい要件などは福祉課にお問い合わせください。

児童育成手当

問 役場福祉課 TEL8-0011

児童育成手当制度は、児童の心身の健やかな成長に寄与することを趣旨として支給されるものであって、児童福祉の増進を図ることを目的としています。

■対象

下記のいずれかの状態にある 18 歳になった最初の 3 月 31 日までの児童を養育している保護者の方。また、所得制限以内の方。

- ・父または母が離婚した
- ・父または母が死亡した
- ・父または母が重度の障害（身体障害等級 1・2 級と同程度）の状態にある
- ・父または母が生死不明
- ・父または母が児童を 1 年以上遺棄している
- ・父または母が法令により 1 年以上拘禁されている
- ・母が婚姻によらないで出生し、父または母と生計を異にしている
- ・父または母が裁判所からの DV 保護命令を受けた児童

※ただし、下記の場合は手当を受給できません。

- ・児童が児童福祉施設等に入所したり、里親に預けられたとき
- ・父または母が事実上の婚姻状態にあるとき
- ・父母または養育者の住所が国内にないとき